

佐那河内村の人事行政の運営等の状況の公表について

「佐那河内村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」第4条の規定に基づき、令和6年度の職員の内、勤務条件等の状況を村民の皆さんにお知らせいたします。

令和7年12月1日
佐那河内村長 岩城 福治

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用状況（令和6年4月1日採用）

区分	申込者数	受験者数	採用者数	競争率
初級行政事務職	53	42	2	21.0
保育士	3	2	1	2.0
調理師	5	5	1	5.0

(2) 退職状況

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
定年退職者	0	2	0	0	1	2
普通退職者	1	1	1	1	4	4
うち35歳未満	1	1	0	1	2	3
計	1	3	1	1	5	6

(3) 職員数

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		R5.4.1	R6.4.1		
一般行政 部門	議会	1	1	0	
	総務企画	19	21	2	徳島県出向者等による増
	税務	3	3	0	
	民生	11	12	1	保育充実のため1名採用
	衛生	4	3	△1	
	農林水産	6	3	△3	公営企業部門へ異動2名減
	商工	0	0	0	
	土木	4	4	0	
	小計	48	47	△1	
特別行政 部門	教育	6	5	△1	普通退職者1名減
	小計	6	5	△1	
公営企業 等会計部 門	水道	1	2	1	農林水産部門より異動1名増
	下水道	1	2	1	農林水産部門より異動1名増
	その他	3	2	△1	
	小計	5	6	1	
合計		59	58	△1	

イ 等級および職制上の段階ごとの職員数

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
基準となる職務内容		主事、技師の職務 主事補、技師補の職務 保育士、保健師の職務	事務主任、技術主任の職務 特に高度な知識又は経験を必要とする主事、技師、保育士、保健師の職務	係長の職務 主任保育士の職務	主査の職務 困難な業務を行う主任保育士の職務	課長、主幹の職務 課長補佐の職務 保育所長、会計管理者、議会事務局長、教育次長の職務、教育次長補佐の職務	参事、課長の職務 困難な業務を行う保育所長、会計管理者、議会事務局長、教育次長の職務	
一般職員 (技能労務職を除く)	人数	12	10	11	7	12	5	57
	構成比	21%	18%	19%	12%	21%	9%	-
技能労務職員	人数	-	1	-	-	-	-	1
職制上の段階		係員級		係長級	係長級 課長補佐級	課長補佐級 課長級	課長級	
一般職員 (技能労務職員を除く)	人数	22		11	7	12	5	57
	構成比	39%		19%	12%	21%	9%	-

ウ 年齢別職員構成の状況

区分		20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
職員数	R5. 4. 1	0	2	7	10	5	7	2	6	10	5	3	1
	R6. 4. 1	0	2	7	8	4	10	3	7	8	4	2	3
構成比	R5. 4. 1	0%	3%	12%	17%	9%	12%	3%	10%	17%	9%	5%	2%
	R6. 4. 1	0%	3%	12%	14%	7%	17%	5%	12%	14%	7%	3%	5%

エ 再任用職員の任用状況

再任用制度とは、長年培った能力・経験を効率的な行政運営に有効に活用するとともに、我が国が本格的な高齢社会を迎える中、公的年金の支給開始年齢の引き上げが行われていることを踏まえ、雇用と年金との連携を図るための地方公務員法に基づく制度です。

職名 基準日	係長	保育所長	調理員	計
R5. 4. 1	1	1	0	2
R6. 4. 1	1	1	1	3

2. 職員の人事評価の状況

人事評価制度は、職員の一定期間における勤務成績を評価し、その結果を職員の能力開発及び活用に役立て、公正な人事管理を行うことを目的としています。

3. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

単位 (千円)					
対象年度	住民基本台帳人口 (R6. 1. 1現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件比率 (B)/(A)
令和6年度	2, 141	2, 778, 378	99, 072	640, 665	23. 1%

(2) 職員給与の状況 (普通会計予算)

単位 (千円)						
対象年度	職員数 (A)	給与費				1人当たり (B)/(A)
		給料	職員手当	期末勤勉	計(B)	
令和6年度	58	237, 469	35, 830	93, 082	366, 381	6317

(3) 平均給料月額、平均年齢の状況

区分	平均給料月額	平均年齢
佐那河内村	299, 542	40. 5
徳島県	328, 335	43. 2
国	328, 823	42. 1
類似団体	299, 781	41. 0

(4) 職員の経験年数別、平均給料月額の状況

区分	10年以上	15年以上	20年以上
	15年未満	20年未満	25年未満
一般行政職	283, 240	290, 500	363, 700

(5) ラスパイレス指数の状況

区分	基準年		前年度増減
	R5. 4. 1	R6. 4. 1	
佐那河内村	98. 2	94. 7	△ 3. 5
県内町村平均	95. 7	95. 9	0. 2
全国町村平均	96. 3	96. 4	0. 1

(6) 手当の状況

手当名	支給要件等		支給額
扶養手当	扶養親族	配偶者	6,500 円
		子等配偶者以外の扶養親族	一人につき 6,500 円
		16歳未満の子	10,000 円
		満16歳未満の年度始めから満22歳の年度末まで	一人につき5,000円を加算
管理職手当	6級1種	参事	60,000 円
	6級2種	総務課長	51,000 円
	6級3種	課長、議会事務局長、保育所長、会計管理者	42,000 円
	6級4種	主幹	33,400 円
	5級2種	総務課長	47,100 円
	5級3種	課長、議会事務局長、保育所長、会計管理者	39,300 円
住居手当	借家	月額27,000円以下の家賃	家賃の月額から16,000円を控除した額
		月額27,000円を超える家賃	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額(上限55,000円)
通勤手当	交通機関	通勤のため交通機関等を利用し、かつ、その運賃等を負担することを条例とする職員に支給	通勤に要する運賃相当額(上限55,000円)
	交通用具	通勤のため自動車等交通用具を利用することを常例とする職員に支給	2km～10km 4,200 円 10km～15km 7,100 円 15km～20km 10,000 円 20km～25km 12,900 円 25km～30km 15,800 円 30km以上 18,700 円
特殊勤務手当	著しく特殊な勤務で給与場特別の配慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給		7 種類
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員に支給		勤務1時間当たりの給与額×支給率×勤務時間
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日等に勤務することを命ぜられた職員に支給		勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給		勤務1時間当たりの給与額×150/100×勤務時間
管理職特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、週休日又は休日及びそれ以外の日の午後10時から翌日午前5時までの勤務に対し		1種～3種 7,000 円 4種 6,000 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給		5,400 円
期末手当	基準日(6月1日、12月1日)に在籍する職員に支給		期末手当基礎額×1.250
勤勉手当	基準日(6月1日、12月1日)に在籍する職員に支給		勤勉手当基礎額×1.050
退職手当 (参考)	自己都合	勤続20年	19.669500 月分
		勤続25年	28.039500 月分
		勤続30年	34.735500 月分
	定年	勤続20年	24.586875 月分
		勤続25年	33.270750 月分
		勤続30年	40.803750 月分

※退職手当については、徳島県市町村総合事務組合に事務委任しています

(7) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間

- 勤務を要する日 毎週月曜から金曜日までの週5日間
- 1日当たりの勤務時間 午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分
- 1週間当たりの勤務時間 38時間45分

イ 主な休暇制度

種類	内容	休暇日数等
年次有給休暇		1年に20日
病気休暇	公務上の負傷又は疾病	その療養に必要と認める期間
	上記以外の負傷又は疾病	連続して90日を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間
特別休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断	その都度必要と認める期間
	風水震災その他の天災地変により職員の現住所が滅失又は損壊し、当該職員がその復旧作業等を行い、または一時的に避難をしている場合 同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該職員以外には確保する者がいない場合	1週間を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間
	交通機関の事故等不可抗力による事故の場合	その都度必要と認める期間
	風水震災その他の天災地変により職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認められる期間
介護休暇 (無給)	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼び出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間
	配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内で必要と認める期間

ウ 年次有給休暇の取得状況

総取得日数	対象職員数	平均取得日数
405.0	55	7.0

エ 育児休業の取得状況 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

	男性	女性
この期間中に新たに育児休業が可能となった職員	0	0
新たに育児休業を取得した者	0	0

オ その他休業の取得状況

育児部分休業	2
高齢者部分休業	0
自己啓発等休業	0
配偶者同行休業	0

カ 介護休暇の取得状況

	男性	女性
新たに介護休暇を取得した者	0	0
前年度から引き続いている者	0	0

4. 分限及び懲戒処分の状況

処分の種類		該当者数	処分事由
分限処分	降給	0	体調不良によるもの
	休職	1	
	降任	0	
	免職	0	
懲戒処分	戒告	0	
	減給	0	
	停職	0	
	免職	0	

5. サービスの状況

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で専念しなければなりません。

職員には、命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止、営利企業等の従事・政治行為の制限などが課せられています。

6. 職員の研修の状況

(1) 村主催の研修

研修名	受講者数
ハラスメント研修	39
情報セキュリティ研修	34

(2) 県主催の研修

研修名	受講者数
新規採用研修（前期）	3
新規採用研修（後期）	3
係長級研修	6
課長補佐級研修	2
課長級研修	1
税務職員研修	1
契約事務研修	1
財務事務研修	1
発達が気になる子と保護者支援研修	2
行政法入門講座	1
法務能力向上のための特別実務セミナー	1

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法により徳島県市町村職員共済組合（学校職員については、公立学校共済組合）が実施しています。また、職員の福利厚生事業として徳島県市町村職員互助会に加入しています。

(1) 健康診断の状況

区分	受診者数
一般定期健康診断	31
人間ドック	27

(2) 公務災害の認定状況

区分	認定件数
公務災害	0
通勤災害	0

(3) 措置要求、不服申立の状況

内容	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0